



## 第35回 通数外発信不許可事件

人権擁護委員会 委員 品川 潤 (60期)

受刑者は、自由に手紙を発信することができない。その制限の1つとして、1か月に発信できる通数の制限がある。通数は、受刑者の優遇区分によって変わってくる。

もともと、刑事施設視察委員会に対して提出する書面や、審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告や苦情の申出の書面等は、この制限を受けないことになっている。また、刑務所が許可すれば、定められた通数を超えて発信することも許される。

このようなルールを定めているのが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律130条や、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則79条だ。

刑務所の許可により、定められた通数を超えて発信（通数外発信）できるのは、どのような場合があるのか。以前、府中刑務所見学に行った際に、このことについて質問してみた。

答えは、年金に関するもの、保護司への手紙、裁判所宛に送るもの、とのことであった。それでは、弁護士会に対する人権救済申立ては、通数を超えて発信を許可する対象にならないのか、と尋ねたところ、それは認めていない、とのことであった。

なお、他の刑務所では、わりと柔軟に、人権救済申立てに関する書類の通数外発信を認めているようである。

私が入権救済申立事件の調査を担当した事件は、まさに、府中刑務所の受刑者が人権救済申立てに関する書類を発信しようとしたところ、通数外発信を許可されなかったというものであった。

この申立てに関して、府中刑務所に不許可の理由を照会したところ、回答は、緊急性が認められないからというものであった。

上記刑事施設視察委員会に対して提出する書面や、審査の申請等の書面について発信の制限の対象

外とされているのは、受刑者が萎縮することなく人権救済等を求めることができる環境を整えておくことが人権救済等を実効あらしめ、同種事案の再発防止にも有効と考えられているためである。この趣旨は、受刑者が弁護士会に対して発信する人権救済申立てに関する信書についても、同じく当てはまるものである。

最高裁平成20年4月15日判決（判例タイムズ1317号85頁）において、田原睦夫裁判官は、補足意見として「今日、被収容者が刑務所内での人権侵犯の被害の救済を申告できる外部の機関としては、事実上、弁護士会の人権擁護委員会が唯一の機関と言えるのである。」「被収容者の申立てにより、第三者機関たる弁護士会の人権擁護委員会の調査により事案の解明が図られることになれば、かかる調査が行われ得るという事実のみで、被収容者に対する人権侵犯事案の発生を抑止する効果が期待できるのである。」と判示している。

それにもかかわらず、緊急性がないという理由で発信を認めないこと自体が、人権救済申立制度の存在意義を否定するものと言わざるを得ない。

このようなことを考え、府中刑務所に警告をすることが相当であるとの調査報告書を作成した。2024年3月、警告書を持参して、当時の副会長や人権擁護委員長とともに府中刑務所に赴き、執行をした。

府中刑務所の担当者の反応は意外にも、「我々是不変らなといけない時期に来ている。ご意見は有り難い」というものだった。

しかし、これがリップサービスでなく、実際に変わるつもりがあるのか、我々は常に目を光らせておかなければならない。